



—政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第 537 号)

—当局政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

直近に公布された主な政策をお知らせ致します。このうち重要な政策としては、『ハイスタンダード市場体系建設行動方案』、『西部地区奨励産業目録』があります。そのポイントは以下の通りです。

■ 『ハイスタンダード市場体系建設行動方案』

1月31日付の新華社の報道によると、中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁は国内大循環を軸に、国内経済と国際経済が互いに促進し合う「双循環」という成長戦略を実現するため、『ハイスタンダード市場体系建設行動方案』を発表しました。生産要素の移動及び政策面での障壁を取り払い、経済の質向上や活性化に取り組むとしています。今後、5年かけて、統一的、健全なハイスタンダード市場体系を構築していき、新たな発展構造の確立や、国家統治体系・ガバナンス能力の現代化に向けた土台作りを推進することも目標に掲げています。

■ 『西部地区奨励産業目録』

国家発展改革委員会は26日、西部地域の産業発展を促すため『西部地区奨励産業目録』（以下、「20年版目録」）を改訂し、2020年版として発表しました。西部地域各エリアの産業特性を生かした上で、鉱工業、農業、インフラ、サービス業など幅広く奨励産業として盛り込まれています。「20年版目録」は3月1日から実施され、これにともない「現行目録」（14年10月施行）は廃止となります。目録は西部地域に設立された各種企業に適用されますが、外商投資企業については『外商投資奨励産業目録（2020年版）』¹に基づき実施します。

西部地域に設立され、目録に列記された業務を主力事業とする企業に対し、15%の税率に基づき企業所得税を減額徴収するという優遇政策は2030年12月31日まで実施します。この他、主力事業の認定基準となる営業収入に占める売上高の割合については、従来の70%から60%まで緩和され、優遇政策の対象となる企業の範囲が拡大されました。

上記法令の詳細及びその他の法令については、次頁以降をご参照ください。

¹ 『外商投資奨励産業目録（2020年版）』については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第535号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0587-XF-0105.pdf>

マクロ政策

ハイスタンダード市場体系建設行動方案

(原文: 建设高标准市场体系行动方案)

中共中央、國務院 2021 年 1 月 31 日公布

【主要内容】

- 所有制問わず財産権の平等保護に向けた法整備。特許法や、著作権法関連ルールを改善する
- 知的財産権の保護強化。権利侵害行為に対する懲罰的損害賠償制度を厳格に実施する
- 企業登記の抹消手続きを簡素化。未開業、債権・債務を持たない非上場企業、個人事業者に対し簡易抹消手続きを実施する。資産額が大きくなり、事業エリアが広い企業に対し、簡易破産手続きを実施する。個人破産制度の改革試行を行う
- プラットフォーム企業の独占禁止、収集データの使用管理、消費者の権益保護に関する法令規則を整備する
- 資源配分の効率性を高めるために、土地や、ヒト、カネ、データ・技術要素の移動を円滑にする
- 建設用地指標や、農地確保指標の地域を跨ぐ取引を認め、土地使用指標（建設用地として開発、農地として確保する枠）の取引メカニズムの構築を模索する
- 条件を満たす都市圏（大都市を除く）において、常住地ベースの戸籍登記制度を試行し、戸籍登記に必要な居住年数の計算につき、地域間の相互認定を模索する
- 株式発行の登録制の導入を穏やかに推進する。上場廃止制度を厳格に実施し、上場廃止の迅速化を実現する
- 銀行及び理財子会社による、資産運用会社やベンチャーファンド、政府系産業投資ファンドとの連携を支援する。保険会社による私募ファンド・理財商品、ベンチャーファンド、政府系産業投資ファンド、DES（デット・エクイティ・スワップ）への投資に関する政策の見直しを検討する。各種年金や、保険資金などの長期資金によるエクイティへの運用比率を高める
- 銀行によるLPR（ローンプライムレート、最優遇貸出金利）の使用、合理的な金利設定を促し、特定金融機関向け預金準備率引き下げや、再貸付、再割引などの金融政策の役割を発揮する
- 地域間、部門間のデータ情報共有を強化する。データ関連の国際ルール・標準作りに積極的に参加する
- 知的財産権及び科学技術成果の所有権の譲渡、使用許可などを行う取引所を設立し、技術取引サービスの発展を更に推進する
- 5Gや、IoT、インダストリアル・インターネットなどの通信ネットワーク、AI、クラウドコンピューティング、ブロックチェーンなどの新技術のインフラ整備を推進する
- 石油・ガス、電力、石炭などの分野において影響力のある取引プラットフォームを育成する
- 取引所債券市場における海外発行体の債券発行に関する管理規則の策定を検討する
- 条件を満たす民間金融機関や、外資系金融機関によるNAFMII債（一般事業法人等が発行する債券）のA類主幹事ライセンス（全ての対象債券等につき、主幹事業の取扱いが可能）の取得を支持する
- 海外での消費を国内市場に還流させるよう政策を改善する。中国本土の主要都市や海南島におけるオフショア免税店を拡大する
- 両国間、多国間の自由貿易協定の交渉を積極的に推進する。通商ルールや、監督管理体制、業務ライセンスの扱い、品質基準、検査・検疫などにつき、国際標準並みにするよう取り組む。認定・承認関連の国際標準及びルールの制定に積極的に参加する
- 医療用機器や、消毒用品、スマートライト、家電、学生用品、ベビーフード等の分野の国際標準化に注力する
- 租税管理や、輸出入、環境保護、医療保障、医薬品の共同購入等の分野において信用格付け・分類管理を推進する。対象者の信用状況に基づき異なる監督管理措置をとる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/2021-01/31/content_5583936.htm

投資政策

『海南自由貿易港奨励産業目録（2020年本）』の発表に関する通知

（原文：关于印发《海南自由贸易港鼓励类产业目录（2020年本）》的通知）

発改地区規 [2021] 120 号

発展改革委員会 2021 年 1 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日実施

【主要内容】

- 目録は基本的に『産業構造調整指導目録（2019年本）』及び『外商投資奨励産業目録（2019年版）』における奨励類産業の内容を踏襲しているが、観光客向けショーや、ハイエンド医療サービス、バイオマテリアルの研究開発、熱帯作物の加工など海南自由貿易港に特化した奨励産業も追加した
- 目録は海南自由貿易港において生産、経営を行う企業に適用する。うち外商投資企業については『外商投資奨励産業目録（2020年版）』に基づき実施する
- 目録は2020年1月1日より施行する。有効期間は2024年12月31日まで。海南自由貿易港の実情に基づき、目録を適時に調整することがある
- 優遇税制については、『海南自由貿易港建設総体方案』²に基づき実施する。海南自由貿易港に登録・設立し、目録に列記された業務を主力事業とする企業に対し、15%の税率に基づき企業所得税を課する。同企業が国内の原材料で生産した製品や、輸入原材料の加工で付加価値が3割を超えた製品を国内他地域に出荷する際、関税は免除され、輸入増値税と消費税は規定通りに課される
- 主力事業の認定基準となる営業収入に占める売上高の割合については60%とされる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/ghxwj/202101/t20210129_1266472.html

西部地区奨励類産業目録（2020年本）

（原文：西部地区鼓励类产业目录（2020年本））

中華人民共和国国家發展和改革委員会令第 40 号

発展改革委員会 2021 年 1 月 26 日公布、2021 年 3 月 1 日実施

【主要内容】

- 適用対象となる西部地域は重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区である。吉林省延辺自治州、湖北省恩施市、湖南省湘西自治州、江西贛州市も西部地域を参照して実施する
- 目録は基本的に『産業構造調整指導目録（2019年本）』及び『外商投資奨励産業目録（2020年版）』における奨励類産業の内容を踏襲する
- 目録は2021年3月1日より施行する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/fzggwl/202101/t20210126_1265895.html

² 『海南自由貿易港建設総体方案』については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 509 号をご参照ください。以下の URL からダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf>

金融政策

保険会社支払余力管理規定

(原文：保険公司偿付能力管理規定)

中国銀行保險監督管理委員會令（2021年 第1号）

中国銀行保險監督管理委員會 2021年 1月 25日公布、2021年 3月 1日実施

【主要内容】

- 中国本土において設立された保険会社及び外国保険会社の支店は本規定を適用する
- 以下3つの要件を満たす保険会社は支払余力の基準達成企業とされる
 - コア・ソルベンシー・マージン比率（中核的支払余力）は50%を下回らない
 - ソルベンシー・マージン比率は100%を下回らない
 - リスク総合評価ランクはB類以上
 上記いずれかの要件を満たさない場合、支払余力の基準未達企業とされる
- 銀保監会は、コア・ソルベンシー・マージン比率が60%を下回るまたはソルベンシー・マージン比率が120%を下回る保険会社を重点検査対象とする
- 本規定は2021年3月1日より施行する。2008年版『保険会社支払余力管理規定』は廃止となる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=962016&itemId=928>

非銀行決済機関顧客前払金預託管理弁法

(原文：非銀行支付机构客户备付金存管办法)

中国人民銀行令〔2021〕第1号

中国人民銀行 2021年 1月 22日公布、2021年 3月 1日実施

【主要内容】

- 顧客前払金とは、非銀行決済機関が顧客から委託された決済業務を行うために実際に受け取った前受金を指す
- 非銀行決済機関は受け取った顧客の前払金を直接に全額で中国人民銀行若しくは条件を満たす商業銀行に預けなければならない
- 顧客前払金の移動は条件を満たすクリアリング機構により実施されなければならない
- 弁法は中国人民銀行、クリアリング機構及び顧客前払金の保管を行う銀行の役割や、罰則なども明記している
- 本弁法は2021年3月1日より施行する。施行日から6カ月間を調整作業のための移行期間とする

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4167832/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。